我が国の租税条約ネットワーク

財 務 省

《91 条約等、157 か国・地域適用／2026 年 11 月 1 日現在》（注１）（注２）

欧州（46）

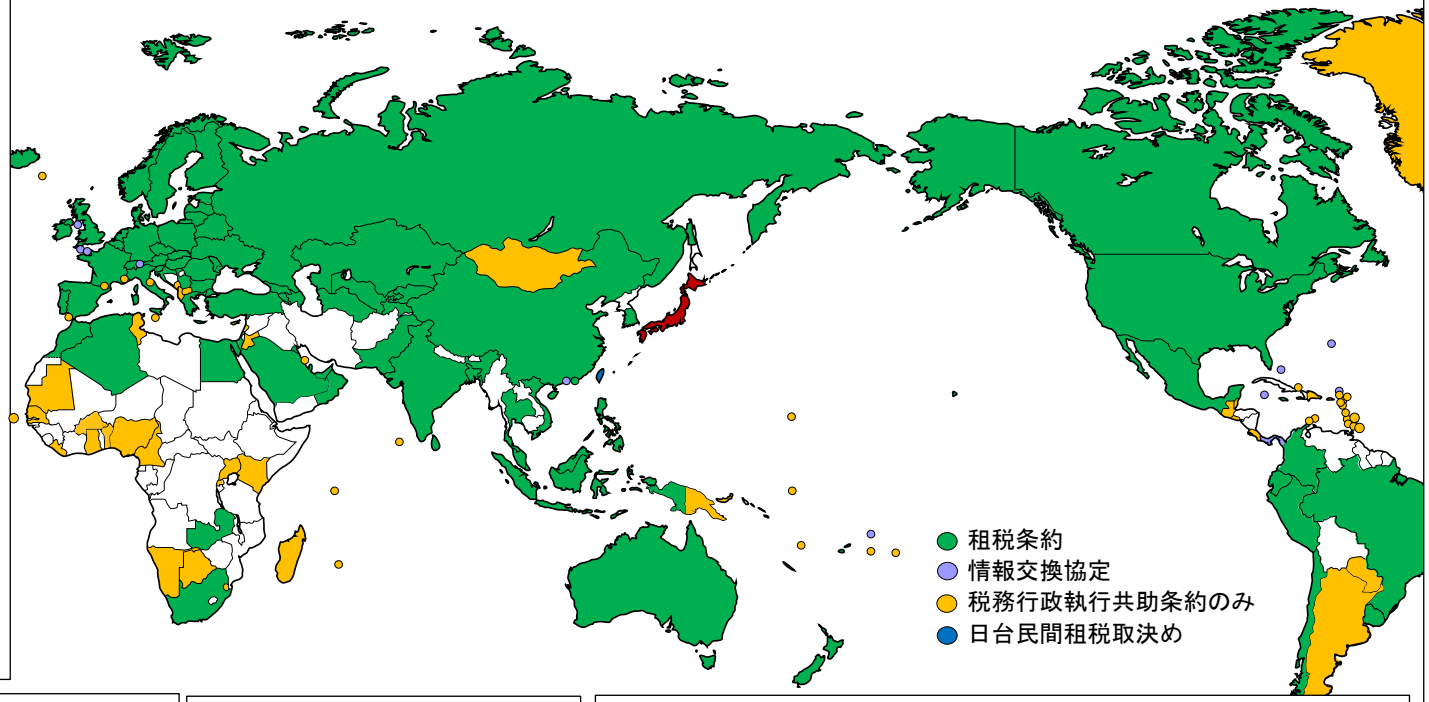
アイスランド　ドイツ
アイルランド　ノルウェー
イギリス　ハンガリー
イタリア　フィンランド
エストニア　フランス
オーストリア　ブルガリア
オランダ　ベルギー
ギリシャ　ポーランド
クロアチア　ポルトガル
スイス　ラトビア
スウェーデン　リトアニア
スペイン　ルーマニア
スロバキア　ルクセンブルク
スロベニア　ガーンジー（※）
セルビア　ジャージー（※）
チェコ　マン島（※）
デンマーク　ﾘﾋﾃﾝｼｭﾀｲﾝ（※）

（執行共助条約のみ）

アルバニア　ジブラルタル
アンドラ　フェロー諸島
北マケドニア　ﾎﾞｽﾆｱ・ﾍﾙﾂｪｺﾞﾋﾞﾅ
キプロス　マルタ
グリーンランド　モナコ
サンマリノ　モンテネグロ

ロシア・ＮＩＳ諸国（12）

アゼルバイジャン　ウズベキスタン　ジョージア　ベラルーシ
アルメニア　カザフスタン　タジキスタン　モルドバ
ウクライナ　キルギス　トルクメニスタン　ロシア



北米・中南米（36）

アメリカ
ウルグアイ
エクアドル
カナダ
コロンビア
ジャマイカ
チリ
ブラジル
ペルー
メキシコ
ケイマン諸島（※）
英領ﾊﾞｰｼﾞﾝ諸島（※）
パナマ（※）
バハマ（※）
バミューダ（※）

（執行共助条約のみ）

アルゼンチン
アルバ
アンギラ
ｱﾝﾃｨｸﾞｱ・ﾊﾞｰﾌﾞｰﾀﾞ
エルサルバドル
キュラソー
グアテマラ
グレナダ
コスタリカ
ｾﾝﾄｸﾘｽﾄﾌｧｰ・ﾈｰﾋﾞｽ
ｾﾝﾄﾋﾞﾝｾﾝﾄ及びｸﾞﾚﾅﾃﾞｨｰﾝ諸島
セントマーティン
セントルシア
タークス・カイコス諸島
ドミニカ共和国
ドミニカ国
トリニダード・トバゴ
パラグアイ
バルバトス
ベリーズ
モンセラット

アフリカ（24）

アルジェリア　ザンビア　モロッコ
エジプト　南アフリカ

（執行共助条約のみ）

ウガンダ　ケニア　ナミビア　モーリシャス
エスワティニ　セーシェル　ブルキナファソ　モーリタニア
ガーナ　セネガル　ベナン　リベリア
カーボベルデ　チュニジア　ボツワナ　ルワンダ
カメルーン　ナイジェリア　マダガスカル

中東（10）

アラブ首長国連邦　クウェート
イスラエル　サウジアラビア
オマーン　トルコ
カタール

（執行共助条約のみ）

バーレーン　レバノン
ヨルダン

アジア・大洋州（29）

インド　シンガポール　ニュージーランド　フィリピン　マレーシア
インドネシア　スリランカ　パキスタン　ブルネイ　サモア（※）
オーストラリア　タイ　バングラデシュ　ベトナム　マカオ（※）
韓国　中国　フィジー　香港　台湾（注３）

（執行共助条約のみ）

クック諸島　ニウエ　バヌアツ　マーシャル諸島　モンゴル
ナウル　ニューカレドニア　パプアニューギニア　モルディブ

（注１）税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。

（注２）条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。

・租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約）：78 本、81 か国・地域
・情報交換協定（租税に関する情報交換を主たる内容とする協定）：11 本、11 か国・地域（図中、（※）で表示）
・税務行政執行共助条約：締約国は我が国を除いて 129 か国（図中、国名に下線）。適用拡張により 147 か国・地域に適用（図中、適用拡張地域名に点線）。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は 64 か国・地域。
・日台民間租税取決め：１本、１地域

（注３）台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築（現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）及び台湾日本関係協会（台湾側）にそれぞれ改称されている。）。